

再生手続チェックリスト

1. 一般債権について

- 負債総額が5,000万円以下か(手続開始決定時)
 - ・住宅ローン特則を利用する場合、住宅ローンの負債額は含まれません。
 - ・保証債務も含まれます。
 - ・別除権の行使で弁済が受けられる額および罰金は除きます。
 - ・税金や国民健康保険料などの公租公課は含まれません。
 - ・利息や遅延損害金も含まれますので、申立段階では5000万円以下だったとしても、開始決定時に利息等を含めると5000万円を超えてしまった場合には再生手続は利用できません。

- 連帯保証人はいないか
 - ・連帯保証人の返済義務が具現化する（債権者から一括返済を求められるなど）ため、連帯保証人についても何らかの手続が必要になることがあります。

- 親族や友人からの借り入れはないか
 - ・親族や友人だけに対して返済をすることはできませんので、債権者として扱う必要があります。債権者としなない場合、再生手続による返済が終了するまで（3年～5年）は親族や友人に返済をしてはなりません。
どちらにせよ、事情を説明して返済が遅れることを納得してもらう必要があります。

- 公租公課の滞納はないか
 - ・自動車税、固定資産税、市県民税、国民年金、国民健康保険料などの滞納がある場合は、原則として再生手続申立までに完納する必要があります。
 - ・完納が難しい場合は、それぞれの納付先に相談して、分割での納付計画を提出して下さい。

- ローンが残っている車や家電などはないか
 - ・ローンが残っている物品は債権者に返却することになります。
 - ・どうしても返却を避けたい場合、親族に代わりにローン残額を支払ってもらおうという方法があります。そのうえで、例えば、対象物が車の場合、支払をしてくれた親族に名義を変更し、本人は親族からその車を借りて使用していくという形をとります。そして、その親族を債権者に追加します。

- 携帯電話について、本体代金の分割払いや携帯払い等を利用していないか
 - ・携帯電話本体の分割払いを完済していない場合、債権者として扱う必要があります。携帯払い（ドコモ d 払いや au かんたん決済など）の残高が残っている場合も同様です。
 - ・携帯電話が使用できなくなりますので、受任通知発送までに他の通信会社と契約をして下さい。
 - ・携帯電話本体が没収されることはありませんので、SIM フリーのものであれば他の通信会社と契約した後もそのまま同じ携帯電話を使用することができますが、万が一、通信会社を変更することによってそれまで使用していた携帯電話本体が使えなくなる場合、新しい携帯電話本体を分割で購入することはできませんので、必ず現金にて一括払いにして下さい。
 - ・自分名義で契約することが難しい場合は、親族に代わりに契約をしてもらって携帯電話を使わせてもらうという方法をとって下さい。

2. 住宅ローン特則の利用について

- 対象の住宅は、本人が所有し、床面積の2分の1以上が居住用である住宅か
 - ・共有でもかまいません。
 - ・住宅の敷地は、他者の所有（親族など）でも大丈夫です。
- 住宅ローン以外の抵当権が設定されていないか
 - ・住宅に、住宅ローン以外の抵当権が設定されている場合、設定順位の前後は問わず、再生手続はできません。
 - ・親族所有の土地の上に住宅を建てている場合は、その土地も住宅ローンの共同担保として抵当権が設定されているのが一般的です。共同担保となっている土地に住宅ローンに後れる抵当権（後順位抵当権）が設定されている場合は、住宅ローン特則を利用することはできません。
 - ・再生申立までに抵当権者に弁済をして、抵当権を抹消する必要があります。具体的には、債権者の許可を得て本人以外の第三者（親族等）に代わりに弁済をしてもらい、その第三者を債権者に追加します。
- 住宅ローンを滞納していないか
 - ・再生申立までに弁済をして、滞納を解消する必要があります。具体的には、本人以外の第三者（親族等）に代わりに弁済をしてもらい、その第三者を債権者に追加します。
- 住宅の査定価格が住宅ローン残高を上回っていないか
 - ・査定価格が住宅ローン残高を大幅に上回る場合、再生計画による返済総額が高額になることがあります。

・特に、親族所有の土地の上に住宅を建てている場合、家と土地の時価の合計から住宅ローンの残債を差し引いて、残った金額を家と土地の時価の割合で比例配分することになりますが、このようなケースでは査定価格のほうが住宅ローン残高を上回ることが多いです。

3. その他

- 過去7年以内に破産の免責決定や再生計画認可決定を受けていないか
 - ・ 給与所得者等再生を申し立てる時点において、①過去に給与所得者等再生の再生計画が認可されて、その再生計画が遂行されたことがある場合、その再生計画認可決定が確定してから7年を経過していないとき、②過去に小規模個人再生または給与所得者等再生の再生計画が認可されて、その再生計画が遂行され、民事再生法235条1項の免責（ハードシップ免責）の決定を受けたことがある場合、そのハードシップ免責決定が確定してから7年を経過していないとき、③過去に破産手続における免責許可決定を受けたことがある場合、その免責許可決定が確定してから7年を経過していないときは、給与所得者等再生を利用することができません。
 - ・ 小規模個人再生手続の利用は可能です。

- 勤務先に対して以下の手続が必要になることがあります
 - ・ 勤続5年以上の場合、退職金見込額証明書を発行してもらいます。
 - ・ 給与から財形貯蓄、組合費、生命保険料等が天引きされている場合は、全てについて詳しい内訳と積立金額の証明書を発行してもらいます。
 - ・ 勤務先に対して借入れがあり、給与天引きにて返済をしている場合は、勤務先も債権者として扱う必要があります。

- 個人再生手続をすると、官報に住所や氏名などが掲載されます
 - ・ 「官報」とは、政府が発行し、国立印刷局が印刷を行う機関紙です。官報の主な掲載内容は、①法令、政令、条約などの情報、②裁判所の決定に関する情報（個人再生の情報はここに含まれます）、③国会や皇室に関する内容などで、こうした国政上の重要事項を国民に報せるのが目的です。インターネットでの閲覧も可能です。
 - ・ 個人再生の情報が官報に掲載される理由は、個人再生の手続きに参加できない債権者に対して、権利を行使する機会を与えるためですので、官報に掲載されることを拒否したり、内容を変更・消去したりすることはできません。
 - ・ 紙媒体は政府刊行物取扱店のみで販売されており、インターネットで無料閲覧ができるのは直近30日分ですので、官報によって個人再生を家族や勤務先に知られる可能性は低いと思われます。